| (第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とア |
|--|
| メリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する交換公文) |
| (日本側書簡) |
| 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊 |
| の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協 |
| 定に言及するとともに、特に、同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国 |
| が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両 |
| 政府が締結する別途の取極に記載することが規定されていることに言及する光栄を有します。 |
| 本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転 |
| の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提 |
| 案する光栄を有します。 |
| 1 日本国の平成二十二会計年度において予算に計上された日本国が提供する資金の額は、四億九千七百八 |

| 十万合衆国ドル(四九七、八〇〇、〇〇〇ドル)である。日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリ |
|--|
| カ合衆国政府に対し、日本国の平成二十二会計年度において前記の額の資金の提供を行う。 |
| 2 各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。 |
| 3 付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。 |
| 本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及 |
| びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が |
| 閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。 |
| 本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。 |

二千十年九月十四日に東京で

ジョン・>・ルース閣下アメリカ合衆国特命全権大使

日本国外務大臣 (署名岡田克也)

| 九千六百万合衆国ドル(| |
|-------------|--|
| 九 六 | |
|) 000 | |
| 000ドル) | |

アプラ地区における診療所の建設事業

二千四百八十万合衆国ドル(二四、八〇〇、〇〇〇ドル)

アプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎の建設事業

二千五百十万合衆国ドル(二五、一〇〇、〇〇〇ドル)

4

フィネガヤン地区における消防署の建設事業

三億九百万合衆国ドル(三〇九、〇〇〇、〇〇〇ドル)

フィネガヤン地区における基地内基盤整備事業(第二段階)

付 表

設計事業(フィネガヤン地区における基地管理庁舎、海兵後方群の司令部庁舎、警察署、複合体育施設、 下士官用の食堂及び単身の下士官用の隊舎)

四千二百九十万合衆国ドル(四二、九〇〇、〇〇〇ドル)

合 計 四億九千七百八十万合衆国ドル(四九七、八〇〇、〇〇〇ドル)

| (訳文) (訳文) ます。 (日本側書簡) |
|--|
| 本使は、本日付けの閣下の次の書簡 |
| ます。 |
| (日本側書簡) |
| 本使は、更に、閣下の書簡に述べられた提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものであること並 |
| びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意がこの返簡の日付の日に |
| 効力を生ずるものとすることをアメリカ合衆国政府に代わって確認する光栄を有します。 |
| 本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。 |
| |

二千十年九月十四日に東京で

日本国外務大臣

岡田克也閣下

アメリカ合衆国特命全権大使

ジョン・>・ルース